

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は障害者福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉事務
②事務の概要	<p>【身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②手帳の返還に関する事務 ③手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤手帳の再交付に関する事務</p> <p>【特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当/障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（特別障害者手当/障害児福祉手当） ②氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当）</p> <p>【日常生活用具/補装具/更生医療/育成医療/精神医療/自立支援給付(障害児通所支援を含む)/地域生活支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥通所給付決定の変更に関する事務 ⑦障害福祉サービスの提供に関する事務 ⑧費用の徴収に関する事務 ⑨地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>【特別児童扶養手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②特別児童扶養手当証書に関する事務 ③未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④手当の額の改定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収】 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務</p>
③システムの名称	障害者福祉システム 中間サーバ 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表9、21、22、51、67、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号）第8、12、14、25、38、60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、75、92、144の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁／総務省／令第9号）第13、17、22、39、77、94、146条 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、20、37、41、75、92、93、144、145、146の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁／総務省／令第9号）第16、17、22、39、43、77、94、95、146、147、148条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部 総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部 社会福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1,000人以上1万人未満] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p> </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [500人未満] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> </div>
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む申請書等は施錠可能な保管庫に保管している。 システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度毎に更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 これらの対策を講じていることから、不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む申請書等は施錠可能な保管庫に保管している。 統合端末の利用が可能な職員は、人事異動時は権限異動をすみやかに実施し、不正なログイン等を防ぐ措置を講じている。

